

信書便制度説明会（青森県）の開催

通信手段の一つである信書の送達の事業は、平成15年4月から信書便法が施行となり、郵便事業とは別の信書便事業として制度化され、民間事業者が信書便事業へ参入し、創意工夫を凝らした信書の送達サービスが提供されています。

本説明会では、第1部で信書便制度とはどのようなものか、信書便事業の現状等について、第2部では信書便事業参入の手続等について説明します。

【日時・場所】

(1) 八戸会場

平成29年6月21日（水）午後2時～午後4時

八戸市総合福祉会館 4階 第1教室（青森県八戸市根城8丁目8-155）

(2) 青森会場

平成29年6月22日（木）午後2時～午後4時

青森市民ホール 1階 会議室1（青森県青森市柳川1丁目2-14）

【内容】

第1部（ご利用者向け） 午後2時～午後3時

- 1 信書便制度の概要
- 2 信書の定義及び信書の該当・不該当の具体例
- 3 信書便事業の現状とサービス（利用）事例

第2部（事業参入ご希望者向け） 午後3時10分～午後4時

- 1 特定信書便事業の規律
- 2 特定信書便事業の申請書類と記載事項
- 3 事業開始以降の遵守事項



【申込方法】

(1) 電子メールによるお申込

件名を「信書便制度説明会参加希望」とし、本文に別紙2の参加申込書の必要事項を入力し、「tohoku-shinshobin@soumu.go.jp」宛に送信してください。

(2) FAXによるお申込

別紙2の参加申込書に必要事項を記入し、次の宛先に送信してください。

東北総合通信局 信書便監理官 FAX：022-221-0612

(3) 受付期間

平成29年6月9日（金）までですが、各々定員50名になり次第、締切します。
なお、参加費は無料です。

【お問い合わせ】

総務省 東北総合通信局 町田信書便監理官 電話：022-221-0631